

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十四号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年佐賀県規則第四十三号）

の一部を次のように改正する。

第二条の二中「知事が」を「知事の」に、「貸出す」を「貸し出す」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 一般社団法人日本映像倫理審査機構
- 二 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。